

広報資料

2024（令和6）年2月19日
花園大学

懲戒処分の公表について

花園大学は、文学部教授（男性・65歳）に対し、2月16日付けで、停職1か月の懲戒処分を行ったのでお知らせいたします。

教授は、職務専念義務に反したこと、通勤手当等を不正に受給したこと、及び、本学のメールアドレスを不正に第三者に貸与したこと等から、2023年8月22日付けで懲戒処分停職3か月等に処されたにもかかわらず、故意に再び通勤手当を不正受給した。これは、花園大学就業規則第28条第2項第5号及び第15号（同就業規則第21条第3号、第5号）に該当する。

よって、同就業規則第27条第5号に定める停職1か月の懲戒処分としたものである。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抄）